

- 1 **開催年月日** 令和元年10月1日(火)
- 2 **場 所** 三条市役所第二庁舎 301 会議室
- 3 **時 間** 午後2時 開会
午後3時30分 閉会
- 4 **出席者** (委員)
丸田会長、川瀬副会長、元川委員、丸山委員、佐藤委員、金子委員、高橋委員、熊倉委員、瀬水委員、久住委員、小林委員、平岡委員、栗山委員
※出席13名、欠席1名(川崎委員)
(事務局)
福祉課
諸橋課長、鈴木障がい支援係長、草野主任、大橋主事
子育て支援課
梨本センター長兼発達応援室長、村上主任、熊倉主事
相談支援事業所
相談支援センターハート 阿部課長代理兼アドバイザー、
治田相談支援専門員
相談支援事業つなぐ 加藤相談支援専門員
相談支援事業所ひめさゆり 目黒相談支援専門員、
鈴木相談支援専門員
相談支援センター青空 坂上相談支援専門員、
本間相談支援専門員
相談支援センターさんじょう社協 藤井相談支援専門員
(オブザーバー)
高齢介護課 野水課長補佐

5 議 事

- (1) 地域生活支援拠点等の機能(緊急受入体制)の充実について
- (2) 三条市基幹相談支援センター付与機能と体制について
- (3) 地域包括ケアシステムと三条市地域自立支援協議会の連携について
- (4) その他

6 会議の概要

開会

挨拶(丸田会長)

三条市の障がい福祉の推進、更には相談支援の充実に向けて、本日は大変重要なテーマの審議となるため、ぜひ活発な意見をいただきたい。

委員の交代について報告(事務局)

三条公共職業安定所所長の人事異動に伴い、前任の成澤委員の後任として同所所長の金子新一様から就任をいただいた。

議事

(1) 地域生活支援拠点等の機能（緊急受入体制）の充実について

(草野主任)

※別紙資料1にて説明

(丸田会長)

ここまで整理をしてもらい感謝する。おそらく県内においてここまで地域ネットワークの中で緊急事態に対応する仕組みを整えている自治体はないだろうという理解でいる。

質問・意見を頂戴したい。

(元川委員)

これまでの「こうだからできない」から「こうすればできる」に転換し、短い時間でここまで進めたと思う。今後は各事業所が細かいところを詰めながら、連携して障がいをお持ちの方が困った時に事業所が頼りになる存在になれるようにならないといけないと思う。

(栗山委員)

上の娘が結婚したため、何かあったらどうしたらいいかと考えていた。このような体制があるのはとても嬉しい。心配なのは、事業所は今でも職員の手が足りないが、更に応援のためにあっちに行ったりこっちに行ったりと、人手は大丈夫かということ。例えば親で手の空いている人がボランティアで登録し、ヘルパーのように手伝う仕組みがあってもいいのではないかと思った。自分の子がいるため、しっかりとした手伝いはできないが、できるところもあるのではないかと思った。

(平岡委員)

このような制度が運用されれば素晴らしいことだと率直に思った。自分自身も障がいがあり、家族にも障がいを持つ者がおり、親も高齢になっているため、充実した体制があることはよいことだと思う。職員が手一杯だ、定員が一杯で受入れられないという現状があるようだ。事前登録制度を運用していく中で、応援に行く事業所が今度は職員が手薄となり利用者を受入れられなくなると、負の連鎖である。それを解消して行って欲しい。栗山委員がおっしゃられたように、ヘルパーの制度も適用できないのかと考える。障がいによって重度、軽度の状態像があると思うため、それに合ったヘルパーを多く登用すると負担が少なくなるのではないかと感じた。協定を結んでおくということはとてもよいことだと感じる。今後に期待している。

(小林委員)

みんなで協力し合えるとよいと思う。先程話があったが、職員が応援に行くことで更にその職員が足りなくなることがないように、ある程度の人数を確保した上で応援に行くようにしたほうがよいと思う。協定を結んでもらうことでこっちが駄目だったときにこっち、というように受入れしてもらえるようになるため、家族は助かる。

(熊倉委員)

三条市としてこのように協定を結ぶ形を出していただけたことは本当に素晴らしいことだと思う。確認したいのが、児をどのように受入れるのかという点である。例えばアトムは通常では受入れは15歳以上という決まりがある。月ヶ岡特別支援学校は小学部からあるが、その児童を受入れられるようになるのか。次に緊急の定義について。介護者不在は理解できるが、本人の障がい状態の悪化等というのはいろいろな捉え方ができる。個人的にイメージすると強度行動障がいを持つ方かと思う。そういった方もこれらの施設で受入れてもらえるのであれば本当にありがたいと思う。また医療機関との連携は必須であると思う。

(諸橋課長)

ありがたい意見に感謝しかない。保護者の皆様からおっしゃっていただいたように、支援に入っただけというのはいろんな面でありありがたいと思う。そこはこれから具体的に事業所と協議しながら、一番良い方法を検討していきたい。職員の不足の部分についても心配いただいている部分であるため、それも含めて更に検討していきたい。児の件は子育て支援課から返答させていただく。

(梨本センター長)

緊急時の児の受入れについて、現状では難しいところもあるが、引き続き関係機関と検討をしていきたい。

(丸山委員)

方向性が決まったのは素晴らしく、動いていく方向が見えてきたと思う。アトムとしては実際事業所を超えて手伝っていただく部分があり、細かいところをしっかりと決めないと法人間でギクシャクしてくる要因になると思うため、そこをしっかりと詰めていく必要がある。また、事前登録する人の情報をできるだけもらい、事業所としても心構えを持った上であれば、体制を整えて受入れていけるのではないかと考える。

(佐藤委員)

計画推進部会で検討してきた。課題はたくさんあるがこの形で定着していくとよいと思う。仕組みを作り役割分担した中で、緊急時は法人や行政とも連携を密にして取り組んでいかなければならない。

(瀬水委員)

大変よい制度となりよかった。定着していけば、施設間、職員間でもお互いの良い部分を知ることができるため、少しずつ慣れていき広がっていくとよいと思う。

(久住委員)

障がい者の中でも体が不自由で高齢になり一人暮らしの人がいる。このようなものがあるということを伝えたい。一生懸命取り組んでいって欲しいと思う。

(高橋委員)

地域生活支援拠点というのは県内でも整備が進んでいない実情がある。そのような中でこのように考え、取り組むことは非常に評価できると考える。施設間の連携が鍵になる気がするため、三条市が間に入って調整をしながら進めていって

欲しい。

(金子委員)

枠組みとしては素晴らしい中身ではないかと思う。先程から話に出ているが人員不足が心配な部分である。

(丸田会長)

事例を通して改善し、調整していく必要がある。

(川瀬副会長)

法人が連携することは以前から課題だった。利用者のことを考えれば三条市の仕組みとしてやっていかなければならないという話になった。事前登録した人の情報をどこまで事業所にオープンに共有するのか、まとめた情報を個別シートのように相談支援専門員等がまとめてくれるのか気になる場所である。年に何回もないと思うが、いろんなケースが想定されるため、実際受入れた場合は作業部会等で振り返り評価し、課題について検討するなどして、次の参考にしながら進めていきたい。受入れにあたり事業所として難しいところは事前に研修するなどして取り組んで欲しい。

(諸橋課長)

副会長から指摘いただいた情報共有のあり方も含め、PDCA サイクルで部会が評価運営する位置付けとして整理させてもらっているため、部会の皆様には尽力、協力いただきたい。また、先程皆様から人員不足や障がい児の受入れの部分、高齢になったらという話をいただいた。児、若、高齢者という区分けで支援が滞ることが一番危険であると考えている。残る二つの議題にも関連する部分でもあるが、市としては高齢者になった瞬間から介護サービスが優先といわれることに違和感があったため、地域包括ケアシステムと連携をした中で医療機関や介護サービス事業所との連携によるマンパワーやサービス提供の面でのフォローも視野に入れながら、皆様の意見を汲んだ中で整理を進めていきたい。

(丸田会長)

国はこの三条市の取組を知っているのか。どこかで伝えたい気持ちだ。素晴らしいことだ。先程栗山委員からは家族の力を貸したい、家族もできることがあれば協力したいといった趣旨の発言があったが、それについてどのように考えるか。家族が疾病になっている時ではなく、本人の状態像からは自宅での対応が無理で、事業所の力を借りたい場合、短期入所を利用し、そこで家族もできることがあれば参加をして一緒にケアにあたりたいという考え方もとても、嬉しいことである。

(元川委員)

入所施設の利用者を見ていると家族の力は大変大きい。自分の家族でなくても来てくださるだけで利用者の気持ちが安定して自然と和やかな雰囲気になっている。その中で保護者からも短期入所事業所の後方支援を行っていただくと非常に助かると考える。

(丸田会長)

考え方は栗山委員がおっしゃったように家族ができることがあれば、本人にとって良いことであればできることを一緒に事業所と頑張るといふことかと思う。

それでは他に無いようであれば議事1について、説明を了承するという
ことでよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

了承することに決定する。

(2) 三条市基幹相談支援センター付与機能と体制について

(草野主任)

※別紙資料2にて説明

(丸田会長)

質問・意見を頂戴したい。

(川瀬副会長)

細かいことだが4頁の機能の整理12番について、福祉課に○が付いていない。
実際は相談支援事業所が作業部会等で共有していく部分があると思う。14番に
も反映する訳であるため、12番について福祉課にも○が付くとよい。

また「指定相談支援事業所は計画作成に専念し、サービスにつながらないケー
スを委託相談支援事業所が対応」とあるが、理屈や機能としての意味合いは分か
るが、一つの事業所の中できっちりと分けて相談を受けている訳ではなく、兼ね
ている部分もある。実際、委託相談の分量が多い時もあるため、承知していても
らいたい。特に我々の事業所では厳しいところがある。

(熊倉委員)

基幹の動きが明らかとなり、一般相談は行わないということが明確に分かり棲
み分けができてよかったのではないかと思う。

一点確認したい。4頁機能の整理13番について、子育て支援課児童発達支援
センター機能のところで「医療的ケア児コーディネート機能」に◎とあるが、三
条市に医療的ケア児コーディネーターを配置するということか。

(梨本センター長)

コーディネーターを配置するというよりは、今現在で保健師が低体重児の情報
を受けた中で関係機関とケース会議を持ち、連携して生活支援を行っていること
から、コーディネート機能を継続的に実施していくことを意味している。

(熊倉委員)

コーディネーターを配置するという事になっていると思うが、今後も三条市
はコーディネーターを配置せず、機能として今後も活かすということか。今後相
談支援専門員が兼ねるといった流れになるのか。

(梨本センター長)

確かに計画上はコーディネーターを配置するという事になっているが、三条
市として機能している部分について引き続き行っていくということである。

(丸田会長)

医療的コーディネーターだが、行政の担当部署がまたがっているため他の市町
村では地域自立支援協議会の中に療育支援の部会を立上げ、庁内の調整の仕組み
を作り、具体的サービスにつながるような検討ができる仕組みにした方が良いの

ではないかと考えるところもある。参考までに阿賀野市である。

また基幹の職員は三条市の直営の職員の想定なのか、専門性の確保ということで市内事業所からスーパーバイズができる能力のある専門職を外向させるなりして仕事をしてもらうのか、どのような考えか。

(諸橋課長)

実際の配置職員は2人を予定している。現在、人事課と協議しておりこの場で答えることができない。来年の採用試験の時期までに決定するものとしている。

(丸田会長)

現場に出て戦をしたことがない人が戦をしている人のスーパービジョンを行うことは無理である。

(丸山委員)

経験のある人でなければできないと思う。この検討内容は現場の相談支援専門員の代表が集まり作ったものであるため、三条市の現状をよく把握した上で作られていると思う。無理のない、確実にできるものであって欲しいと思っている。

(丸田会長)

それでは他に無いようであれば議事2について、説明を了承するというところでよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

了承することに決定する。

(3) 地域包括ケアシステムと三条市地域自立支援協議会の連携について

(鈴木係長)

※別紙資料3にて説明

(丸田会長)

この考え方はかなり先駆的である。関与している自治体の中でこのようなフレームを作りながら市民の課題を解決しようとしているところはあまりない。

(諸橋課長)

挑戦的な取組である。これまでの意見をまとめていくと、障がいの問題が障がいだけで解決できることは一つも無いことに気付いた。先進的な枠組みを持っているのが高齢周りである。そこに入った中でマンパワーも増やし、そこでよい知恵をもらいながらやっていくことが、最短で問題を解決する手法ではないかと考える。どちらかというところどこかのマネではなく、チャレンジである。皆様から様々な心配や指摘をもらうことになると思うが、できるならばこういった形で行なわせてもらい、課題を解決しながら回していきたい。

(川瀬副会長)

障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということでこのような形になることは理解できる。念のため確認だが、福祉の推進ということで従来の地域自立支援協議会そのものは残るという認識でよいのか。そこで必要な議題は包括ケア会議に挙げていくという理解でよいのか。

(諸橋課長)

そうである。

(丸田会長)

確実に医療的ケアの対応は進むことになると思う。相手が医療機関なのでコストが必要になってくれば財政の問題もあるだろうが、市としては一定のコストを掛けながら行っていくという理解でよいか。

(諸橋課長)

よい。

(丸田会長)

病院のベッドを活用しながらという例が他県や上越市である。市が医療機関と契約を交わしベッドを確保し、必要な時に医療的ケアが必要な人をそこで受入れ、必要なサービスを提供している。そのようなことも踏まえチャレンジになるのか。

(諸橋課長)

会長が言われるとおり、コストの部分も承知している。具体的には、医師会が主体となって現在高齢分野で行っている、市内にある個人医と、入院病床を持つ市内の後方支援病院といわれる総合病院とがタブレットを持ち、利用者の情報を日々共有し連携するツールを作っている。今後障がいの事業所もそれを持ち、少し相談したいときはそれを使って医療機関へ相談し、事業所から情報をもらい医療機関は支援するといったことができるようになると一番よいと考えている。それに掛かる投資も考えていかなければならないと思っているが、新しく開発するのではなく高齢にある仕組みを使ってそれを広げるというスタンスで、こちらも整理を進めていきたい。

(川瀬副会長)

精神科の医療機関もここに加わってもらおうとしていると思うが、通常の実態の中でなかなか入院させてもらえない現状にある。利用者の保護者や相談支援専門員は苦慮しているの実態がある。介護サービスについては、精神障がいを持っていることで対応が難しいと言われ、利用につながらないこともあり、課題の一つでもある。

(元川委員)

緊急時の受入れや基幹相談支援センター、地域包括ケアシステムといったことが段々整備されていくことで、三条市として福祉が確実なものになっていき、障がいがある人もない人も住みやすい三条市になっていく、今日がその第一歩だと感じた。

(瀨水委員)

説明いただいたシステムがうまく機能すれば住みやすい街になっていくと思う。社会福祉協議会としても協力できるところは協力させてもらいたい。

(丸田会長)

それでは他に無いようであれば議事3について、説明を了承するという事でよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

了承することに決定する。

(4) その他

※特になし。

閉会